２．北海道海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「239,350円」を「240,550円」に、部員「178,300円」を「179,300円」にそれぞれ改正することが適当である。
３．北海道漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「195,300円」を「196,800円」に改正することが適当である。

北陸信越運輸局最低賃金公示第１号

北陸信越地方交通審議会から北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第２号）、北陸信越海上旅客運送業最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第３号）、北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第４号）及び北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金（平成15年北陸信越運輸局最低賃金公示第５号）の改正について意見の提出があったので、最低賃金法（昭和34年法律第137号）第35条第４項の規定により準用する同法第11条第１項及び船員の最低賃金に関する省令（昭和34年運輸省令第35号）第７条第１項の規定により、その要旨を公示する。

この意見に係る船員又はこれを使用する船舶所有者（船員法（昭和22年法律第100号）第５条の規定に基づき、船舶所有者に関する規定の適用を受ける者を含む。）であって、この意見に異議のある者は、異議の内容及び理由を記載した書面（様式任意）に異議申出者の氏名又は名称及び連絡先を付記して本日から15日以内に北陸信越運輸局海事部船員労政課「郵便番号950－8537新潟県新潟市中央区美咲町一丁目２番１号」あて提出されたい。

平成28年２月17日

北陸信越運輸局長　江角　直樹

北陸信越地方交通審議会の意見（要旨）

１．北陸信越内航鋼船運航業及び木船運航業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「243,350円」を「245,150円」に、ただし書の職員「226,900円」を「228,700円」に、部員「184,000円」を「185,800円」に、ただし書の海上経歴３年未満の部員「174,700円」を「176,500円」にそれぞれ改正することが適当である。
２．北陸信越海上旅客運送業最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額の職員（船長を含む。）「239,300円」を「240,300円」に、部員「172,700円」を「173,700円」にそれぞれ改正することが適当である。
３．北陸信越漁業（沖合底びき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「196,200円」を「197,400円」に改正することが適当である。
４．北陸信越漁業（大中型まき網）最低賃金については、適用する船員に係る最低賃金額「196,200円」を「197,400円」に改正することが適当である。

公　告

諸　事　項

相続財産管理人の改任

次の被相続人について、その相続財産の管理人を次のとおり改任した。

平成２６年（家）第１３１６号
高知県香南市香我美町山北2522番地イ
申立人　岡崎　純子
本籍高知県香南市吉川町吉原842番地、最後の住所高知県香南市吉川町吉原842番地、死亡の場所高知県香南市、死亡年月日平成26年４月６日、出生の場所高知県香美郡吉川村、出生年月日昭和22年12月６日、職業不明
被相続人　亡　門田　福徳
高知県南国市東崎947番地１
改任前の相続財産管理人　土方　　昭
高知県南国市東崎947番地１
改任後の相続財産管理人　川井　大輔
高知家庭裁判所

相続権主張の催告

次の被相続人の相続財産に対し相続権を主張する者は、催告期間満了の日までに当裁判所に申し出てください。

平成２８年（家）第１６号
香川県丸亀市大手町２丁目４番24号　大手町ビル６階　丸亀城北法律事務所
申立人　相続財産管理人　弁護士　石井　研也
本籍香川県那珂郡丸亀西平山町389番戸、最後の住所香川県丸亀市西平山町258番地５、死亡の場所不詳、死亡年月日明治34年８月10日、出生の場所不詳、出生年月日元治元年正月23日、職業不詳
被相続人　亡　清水　亀吉
催告期間満了日　平成28年８月27日
高松家庭裁判所丸亀支部

平成２８年（家）第９００１号
長崎県長崎市賑町５番21号パークサイドトラヤビル３階　長崎清和法律事務所
申立人　相続財産管理人　弁護士　岡田雄一郎
本籍長崎県五島市福江町無番地、最後の住所長崎県長崎市滑石４丁目１番２－503号、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日平成25年２月12日、出生の場所長崎県南松浦郡三井楽村、出生年月日大正７年８月24日、職業無職
被相続人　亡　松島登美子
催告期間満了日　平成28年９月16日
長崎家庭裁判所

平成２７年（家）第９０９５号
長崎県長崎市栄町１－25　長崎ＭＳビル９階　中西・加藤法律事務所
申立人　相続財産管理人　弁護士　中西　祥之
本籍長崎県西彼杵郡時津町浜田郷285番地、最後の住所長崎県西彼杵郡時津町浜田郷194番地14、死亡の場所長崎県長崎市、死亡年月日平成25年５月３日、出生の場所長崎県西彼杵郡時津村、出生年月日大正14年５月16日、職業無職
被相続人　亡　田羽多勝之
催告期間満了日　平成28年９月16日
長崎家庭裁判所

平成２８年（家）第７０号
埼玉県さいたま市大宮区宮町１－38－１－６階弁護士法人グリーンリーフ法律事務所
申立人　榎本　　誉
本籍埼玉県和光市下新倉５丁目671番地３、最後の住所埼玉県和光市下新倉５丁目３番50号、死亡の場所埼玉県和光市、死亡年月日推定平成26年９月３日、出生の場所東京都板橋区、出生年月日昭和42年６月27日、職業無職
被相続人　亡　本橋　輝明
催告期間満了日　平成28年９月２日
さいたま家庭裁判所

平成２８年（家）第７００７号
川崎市幸区幸町２丁目690番地９　ヴィラ多摩川103　村上裕一法律事務所
申立人　村上　裕一
本籍川崎市高津区北見方２丁目314番地、最後の住所川崎市高津区北見方２丁目１番23－511号　クレッセント高津、死亡の場所川崎市高津区、死亡年月日平成27年５月26日、出生の場所青森県八戸市、出生年月日昭和25年３月28日、職業無職
被相続人　亡　深堀　　修
催告期間満了日　平成28年８月31日
横浜家庭裁判所川崎支部

平成２８年（家）第７００７号
山口県岩国市由宇町北３丁目１番５－１号
申立人　松本　賢治
本籍山口県岩国市錦町字佐郷1657番地、最後の住所山口県岩国市通津1117番地297、死亡の場所山口県岩国市、死亡年月日平成27年５月９日、出生の場所山口県玖珂郡高根村、出生年月日大正８年３月１日、職業不詳
被相続人　亡　内藤タツ子
催告期間満了日　平成28年８月31日
山口家庭裁判所岩国支部

平成２７年（家）第８００５９号
佐賀市松原１丁目４番28号
申立人　森　　公照
本籍佐賀県神埼市神埼町竹2854番地、最後の住所佐賀県神埼市神埼町尾崎4127番地２、死亡の場所佐賀県三養基郡みやき町、死亡年月日平成25年12月11日、出生の場所佐賀県神埼郡西郷村、出生年月日昭和19年６月３日、職業不明
被相続人　亡　増田　正吉
催告期間満了日　平成28年８月28日
佐賀家庭裁判所